

第15期 第40回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 平成29年9月26日（火） 午後1時30分～午後5時3分

2 場所： 豊見城市役所1階 大会議室

3 出席委員数： 11 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	比嘉 昇	出席
3番	上原 啓一	出席
4番	比嘉 和生	出席
5番	金城 行男	出席
6番	當間 勇治	出席
7番	金城 美津子	出席
8番	金城 克治	出席
9番	大城 常雄	出席
10番	當銘 博	欠席
11番	宮里 由美子	出席
12番	當銘 司	出席

4 欠席委員数： 1 名

5 農業委員会事務局職員

局長兼班長：大城 靖

主査：當銘 裕太

主任主事：座安 省吾

6 議事録署名委員： 當間 勇治 • 金城 美津子

7 現場調査日時： 平成29年9月26日（火） 午後1時33分～午後3時20分

8 現場調査数: 8 件

9 付議すべき案件

報告第 262 号	農地転用後の利用状況の報告について(2件)
報告第 263 号	現況証明願について(5件)
報告第 264 号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について(1件)
議案第 155 号	非農地証明願について(1件)
議案第 156 号	農地法第3条の規定による許可申請について(4件)
議案第 157 号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について(1件)
議案第 158 号	農地転用事業計画変更承認申請について(1件)
議案第 159 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について(5件)
協議第 32 号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について(10件)
協議第 33 号	農用地区域内的一部用途変更について(2件)
協議第 34 号	農用地区域からの除外申請について

10. 会議の内容 午後 1 時 30 分 開会

会長 皆さん、こんにちは。私たち 15 期もきょうが最後の総会ということで、最後までみんなで頑張っていきたいと思います。よろしくお願ひします。定刻の 1 時 30 分になりましたので、第 15 期豊見城市農業委員会第 40 回総会を開会いたします。

(午後 1 時 30 分) 開会

会長 本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。
会期は、本日 1 日限りといたします。

○ 本日の出席委員は 12 名中 11 名で、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定数数に達しておりますので、総会は成立いたします。

○ 次に議事録署名委員について、豊見城農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 6 番委員の當間勇治委員と第 7 番委員の金城美津子委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の大城局長及び當銘主査を会長から指名させていただくことにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 それでは議事録署名委員に第 6 番委員の當間勇治委員と第 7 番委員の金城美津子委員、そして会議書記に大城事務局長及び當銘主査を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。
○ 本日提案された議案等についての現場調査 8 件のほかに農地パトロール及び違反転用調査を行つてから審議に移りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なし。
ご異議ないようですので、ただいまから現場調査のため、一時休憩をいたします。

休憩（現場踏査）午後 1 時 33 分
再開 午後 3 時 20 分

会長 これより再開します。

報告案件に入ります。初めに報告第 262 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 2 ページをお開きください。
報告第 262 号「農地転用後の利用状況の報告について」
2 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 ありがとうございます。
ただいまの報告第 262 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 では、次に報告第 263 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 4 ページをお開きください。
報告第 263 号「現況証明願について」
5 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 263 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 では、次に報告第 264 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 6 ページをお開きください。
報告第 264 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について」
1 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

会長 ありがとうございます。
ただいまの報告第 264 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 では、次に議案案件に入ります。議案第 155 号について、事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局 それでは議案書の 12 ページをお開きください。
議案第 155 号「非農地証明願について」
ご説明いたします。願い出のあった土地は、豊見城市字渡嘉敷後原 129 番で、市街化調整区域内にあります。先ほどの現場調査でもごらんいただいたとおり、申請地は樹木が生い茂った状態で、原野の様相を呈しており、周辺も原野に囲まれています。また、地形上の理由から農業機械の進入も容易ではなく、農地としての利用は難しいと思われます。このことから、11 ページの非農地判断基準に基づくと、当該地は非農地と認められるものと考えられます。また、土地の状況については、表土・土質については、立入困難のため不明、形状は傾斜地、位置は高い、状況については、樹木は密、樹高は高い、雑草は立入困難のため不明、周囲は原野、農地の広がりはなし、土地利用計画等は市街化調整区域になっています。

○ 議案第 155 号について、説明は以上です。

会長 事務局の説明は終わりました。
議案第 155 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(質疑なし)

会長 質疑なしと認めてこれより採決に移ります。議案第 155 号について、現地確認調査書の現況地目を非農地とし、土地の状況については事務局説明のとおりとすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

- 会長 異議なしとのことですので、議案第 155 号については非農地と判断し、証明相当とすることに決定いたします。
- 次に議案第 156 号について、事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは議案第 156 号について説明いたします。
- 議案書の 14 ページをお開きください。議案第 156 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、4 件の申請がございます。まず整理番号 1 番につきまして、議案書の 16 ページをお開きください。申請のありました、豊見城市字翁長真謝原 460-1 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。
- 続いて整理番号 2 番につきまして、議案書 18 ページをお開きください。申請のありました、豊見城市字保栄茂赤幸原 989 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。
- 整理番号 3 番につきまして、議案書 20 ページをお開きください。申請のありました、豊見城市字饒波溝原 797 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。
- 続いて整理番号 4 番につきまして、議案書の 22 ページをお開きください。申請のありました、豊見城市字金良前原 146 番につきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。
- 以上です。
- 事務局長 一応補足で、議案第 156 号の整理番号 1 番について説明いたします。これは先月総会で保留案件になっております。これにつきまして、いろいろもう少し詳細に調べてもらいたいということでございましたので、法令の事項、あと沖縄県農業会議にも問い合わせ等を出しております。まず農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件、これにつきましては、農地の使用収益をするための権利を設定するに当たって、申請に係る農地を含めた全ての農地を耕作すると認められることであると。それとこの申請に係る農地を含めて、全ての農地について自然的な条件であるとか、利用上の条件が類似している近くの農地と比較して、同程度以上に肥培管理がされているかどうか、それが認められることを満たす必要があると。これを満たさないと、当然 3 条の許可はできないということを規定しているということでございます。この規定については、申請に係る農地がいびつな形状のまま使用することについては規定は何もないわけです。要は農地がいびつな形であっても、耕作条件が類似したほかの農地と比べ

ても同程度以上に肥培管理がされるのであれば、許可をしなくてはならない。今回の申請について、この全ての農地を耕作できるのかどうか。それと条件が似た農地と比較しても同程度以上の肥培管理ができるのかどうか。これを判断する要素としては、この申請者が保有している農業機械、それと使用の状況、あと労働力の確保の状況、農作業の技術の状況、そういったものから判断をするということになっております。申請者、譲受人の大城朝子さん、この方の申請については、今現在、機械として耕運機が1台、トラクター1台、農薬散布機1台、草刈り機1台と軽トラック1台を所有しております。それと、本人以外に従業員を雇用して農業経営をやっているということから、今回申請がありました翁長460番1のいびつな形状も含めて、今現在経営している耕地も含めて面積が8,328m²ございますけれども、これを耕作することは一応可能と認められるのではないか。それと農業経験が、この方15年はあるということでございます。現在住まわれている場所が那覇市泊、そこから通作ということですので、技術的にも時間的にも条件が類似したほかの農地と比べても同程度以上の肥培管理は行うと認められるのではないか。そういったことから、今回、大城朝子さんの農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項第1号の規定には該当しないと認められるのではないかということでございます。

以上でございます。

会長

ありがとうございます。

では、事務局の説明が終わりました。

議案第156号は1件ずつ審議します。まず整理番号1番について審議します。

委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(4番委員挙手)

4番委員

現在耕作している畑は全て大宜味村にあり、雇用人もそこで働いているわけですよね。

事務局

そうです。

4番委員

譲受人は、今まで向こうで200日余り働いている。今後、ここは本人がなさるわけですか。それとも雇用人を呼んで一緒に働くわけですか。

事務局

私が確認しているのは、朝子さん本人がということを聞いています。

4番委員	本来でしたら、機械でも、ほとんど全部大宜味村に設置されているものと思うのですが、ここに何か設置する予定とか、そういうものもあるのですか。例えば、オクラをつくられるということで申請されていますけれども、そこには井戸があるのか、水はあるのか、あるいはそこにモーターの設置できるところはあるのか。そこまで含めて計画なされているかどうか伺いたいのですが。
事務局	申請書の別添については、先ほど局長からありましたとおりの農機具が記入されていまして、それ以外の、今言った水の確保とか、そういったものについては確認はしていません。
4番委員	この三角形の畑に、井戸は多分、恐らくないのではないかと地図的には見ていているのですが、それも含めて可能だと。周辺の畑に比較して遜色ないような経営がなされるだろうという事務局の判断ですか。 <input type="radio"/>
事務局長	自然状況も似たようなものです。利用状況も恐らく一緒です。それからすると164 m ² の畑がありますけれども、かん水用の用水路の確保とか、これは例えば、井戸がなければほかから運んでくるとか、そういったことでも大丈夫ではないかと思っています。
4番委員	いや、それを本人が計画的に出してほしいというだけの話。こっちが推測して、水がないからほかから運ぶとなると、今度はタンクもありますかとなってしまうでしょう。そうではなくて、そういうところは、本人がここは井戸もないし水もないけど、軽トラックがあるから、あるいは周辺のどこからか水を調達してやるという計画書があれば、本当にやるんだなと思うのですが、僕らが、何々するだろうな、するだろうなと、先走って考えてしまうのは、ちょっとおかしいのではないかと。本人から言わせる、申請書にそういうのを書かせるべきでしょう。水がなかつたら水はどこからか調達してきます、軽トラもありますからと。管理機もあればここトラクター要りませんよ、このぐらいの面積では。トラクターも耕運機も運んでからやりますという計画書を出してもらいたいだけの話です。それは本人がやる意欲につながってやるだろうと、僕らもそういうふうに見ると。僕らがああするだろう、こうするだろうという話は全然違う話だと思います。あくまで本人が出していただきたい、こういうのは。こういうふうに経営しますということの提示ですから、要は。ただオクラを植えますでは、機械は大宜味村にあるのに、じゃあどうしますかと何も言ってこないし。水があるのかないのかもわからない。あくまでも自分が経営者であるなら、ここに水がなかつたどうしますか、も考えるのが普通でしょう。トラクターも年 <input type="radio"/>

に、オクラだったら年に何回耕せばいいとわかるし、じゃあ一日で足りるのか、夏冬1回ずつ耕せばオーケーですねという感じで、そのときにはトラクター、遠いけど、高速使って、雇用人に1回運ばせればいいですよ、そのときは。そういう計画、あくまでも計画書というのが問題だと思って。僕らがここは何するでしょうね、ああするでしょうね、というのは余計な考え方だと思いますから、申請する本人に、計画書というのは出ているでしょう。その中に含めて書きなさいと、皆さんのが信頼できるようなやり方というのは、こうすれば確かにこの畑は使えるなど。みんなが納得すればいいだけの話ですから。だから僕は勝手に、何するだろう、何するだろうと考えてしまうのは余計なことだと思います。この契約書は本人が書くんですよ。この土地をどう使うかも。みんな、隣近所に負けないような畑の経営をやりたいというのであれば、それなりの経営計画書というのが、申告書にも出すべきだと私は思います。別に反対とかそういうのではないです。計画をしっかりと、みんなが納得できる経営計画を出してくださいと。ただ植えます、はい終わりというのでは、あとは勝手に自分たちでやるでしょうねと。私はもう1回、経営計画書、練ったものを出していただければそのとおりで構わないと思いますから、あくまでも本人のやる意志の問題ですから。意欲。誰が見てもやるだろうなど。

○
事務局長

ちょっと休憩してください。

○
会長

休憩します。

休憩 午後3時38分

再開 午後3時55分

○
会長

再開します。

(4番委員挙手)

4番委員

第3条の調査書の中の第2項第1号についてですが、前回ももう少し中身を詳しくということで保留にしたのですが、やはりさらにもう少し、大宜味村と豊見城市との農地の働き方の中身とか、あとは豊見城市において、農用器具類、あるいはオクラをつくるにしてもどういう栽培体系に、大宜味村とのすみ分けを図るのかを調査した上で、次回、もう1回検討してもよろしいのではないかと思います。ですから今回は、また保留という形にしたほうがいいのではないかと私は思います。

- 会長 ありがとうございます。
整理番号 1 番のほうは、今 4 番委員がおっしゃったとおり、皆さん、保留という形でよろしいでしょうか。
- (はいの声あり)
- 会長 整理番号 1 番は保留ということで決定します。
次に整理番号 2 番について審議します。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願ひいたします。
- (8 番委員挙手) ○
- 会長 8 番委員。
- 8 番委員 ちょっと教えてもらいたいので、とりあえず休憩を挟んでもらえますか。
- 会長 休憩します。
- 休憩 午後 3 時 58 分
再開 午後 3 時 59 分
- 会長 再開します。
ほかにいませんか。○
質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思います。整理番号 2 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。
- (異議なし)
- 会長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可することに決定いたしました。
次に整理番号 3 番について審議します。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願ひいたします。
質疑なしと認めてよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 これより採決します。整理番号 3 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 3 番については許可することに決定いたしました。

では、次に整理番号 4 番について審議します。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

○ よろしいでしょうか。

(4 番委員挙手)

会長 はい、4 番委員。

4 番委員 謙受人は、健康で何事もなく元気ですか。農業をやる意欲はまだまだ旺盛ですか。

事務局 はい。ご本人と会ってお話をさせていただきたいのですが、健康的な方でした。

4 番委員 はい、わかりました。

○ 会長 ほかにございませんでしょうか。

(進行の声あり)

会長 これより採決に移ります。整理番号 4 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 4 番については許可することに決定いたします。

では、次に議案第 157 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 24 ページをお開きください。

議案第 157 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」

1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明いたします。それでは、整理番号 1 番につきまして、31 ページをお開きください。申請のあった土地は瀬長舟無小原 65-2、用途は一般住宅、当該申請地について、農地法第 4 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 157 号について、説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

議案第 157 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。いいですか。

これより採決します。議案第 157 号について、農地法第 4 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、議案第 157 号については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定いたしました。

次に議案第 158 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 33 ページをお開きください。

議案第 158 号「農地転用事業計画変更承認申請について」

1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、本案件について説明いたします。それでは、整理番号 1 番につきまして、38 ページをお開きください。当初計画の土地の所在は我那覇佐真下原 667-1、667-2、転用目的は自動車修理工場の修理車両置き場、変更計画の土地の所在は我那覇佐真下原 661-1、変更計画は当初許可地に今回 5 条許可申請する土地を含めた修理車両置き場の計画に変更する内容となっております。当該申請について各判断基準には該当しないため、承認要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 158 号について、説明は以上です。

会長

ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。
議案第 158 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

(8 番委員挙手)

○ 8 番委員 ちょっとといいですか。

○ 会長 はい。

○ 8 番委員 公図がないから見えませんが、661・1 に沿って用水路はなかったですか。

○ 事務局 次の 5 条許可申請のところに公図がついています。用水路は公図には載っていないですね。

○ 8 番委員 657・1 の真ん中から用水路が通っていたのではないかと思ったのですが、通っていないですか。ないんだ。すみません、僕の勘違いです。以上です。

○ 会長 いいですか。

○ 8 番委員 はい。

○ 会長 これより採決に移ります。議案第 158 号について、変更承認判断基準に該当しないことから、承認相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 会長 異議なしとのことですので、議案第 158 号については承認相当として沖縄県知事へ進達することに決定いたしました。
では、次に議案第 159 号について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局 それでは、議案書の 40 ページをお開きください。
議案第 159 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」
5 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明いたします。まず、整理番号 1 番につきまして、

45 ページをお開きください。申請のあった土地は、我那覇佐真下原 661・1、転用目的は自動車修理工場の修理車両置き場、当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、54 ページをお開きください。申請のあった土地は、長堂仲毛原 109・14、転用目的は一般住宅、当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、61 ページをお開きください。申請のあった土地は、長堂仲毛原 109・15、転用目的は住宅への進入路、当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 4 番につきまして、67 ページをお開きください。申請のあった土地は、座安浜原 305・2、転用目的は資材置き場、当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 5 番につきまして、72 ページをお開きください。申請のあった土地は、翁長翁長原 267・1、転用目的は資材置き場、当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 159 号について、説明は以上です。

会長

では、事務局の説明が終わりました。

議案第 159 号は 1 件ずつ審議します。まず、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めてよろしいですか。

(はいの声あり)

会長

では、これより採決します。整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達

することに決定いたしました。
では、整理番号 2 番と 3 番は関連しますので一括に審議したいと思います。
委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。いいですか。

(はいの声あり)

会長 では、これより採決します。整理番号 2 番、3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしのことですので、整理番号 2 番、3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定いたします。
では、次に整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(4 番委員挙手)

4 番委員 4 番ですね。

会長 はい、4 番。

○ 4 番委員 66 ページ、参照お願いします。青色の点線が現在のブロック塀です。赤もブロック塀ということになっているのですが、これも青と同じようなブロック塀なのか。それともトンブロックなのか。

事務局 計画書の中ではブロック塀を設置となっています。

4 番委員 ということは青みたいな感じの。

事務局 そうですね。きょう初めて草を刈っていて、奥のほうまで見られるようになつたのですが、既に 1 段、ブロックが積まれていましたね。境界に。

4 番委員 あれは排水路の仕切りだと思いますが、奥の排水路、きょう見た限り、排水路

	の体もなしていなくて、排水路の管理は農林水産課ですか。
農林水産課	そうです。
4番委員	それと、一応話し合っていただきまして、そこを、今回の申請人も関係するのか、あるいは向かい側の地主さんとも関係するのか、調査していただきまして、やはりあのままではちょっとといけないのではないかと。それをやっていただきたい。排水路はやはり生きたままにしないと、この資材置き場も安易に道路に水が流れてしまったら困りますから、それをひとつお願いしてから許可してもいいのではないかと思います。
事務局長	申請とは別途でそれは当然やるということで、それでやりたいと思います。 <input type="radio"/>
4番委員	ぜひお願いします。
会長	ほかにございませんでしょうか。 では、これより採決に移ります。整理番号4番について、農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	異議なしとのことですので、整理番号4番は許可相当として沖縄県知事へ進達することにいたします。 では、次に整理番号5番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。 <input type="radio"/>
	(4番委員挙手)
4番委員	では、5番。
会長	はい。
4番委員	71ページ。多分出入り口が前面道路と書かれて、今の出入り口をちょっと大きくするという形になると思うのですが、やはり道幅が狭いと感じました。計画の中では工事車両、軽トラ及び2tバンと書かれています。車両、職員車両。

大きいのは通らないということで確認してよろしいですか。

事務局 そうですね。事業計画書の中では、こういった車両は出てきていないですね。

4番委員 やはり集落内に入ってしまっているもので、そういうところをもう一度再確認して、本当に大きいのは通らないということで。ましてや、今まで通っていないところに工事車両とか職員車両が通りますので、多分近くに、保育園があつたかな。

事務局 近くにはないですね。

○ 4番委員 でも集落内ですから、より安全運転に気をつけていただけるよう。大きい車は通らない等、安全対策をしっかりやっていただけるようにお願いします。

会長 ほかにございませんでしょうか。

では、これより採決します。整理番号5番について、農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 异議なしとのことですので、整理番号5番については許可相当として沖縄県知事へ進達いたします。

○ では、次に協議第32号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは協議第32号「農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について」は、農林水産課のほうから説明をさせます。

農林水産課 では75ページ、お開きください。今回申請があったのが10件あります、番号がH29-5からH29-14までとなっています。貸し手、借り手についてはごらんのとおりなのですが、設定する農地と利用権について個別に説明していく思います。

まずH29-5については、設定する農地が保栄茂347番1、面積が1,095m²、利用権の種類が賃貸借、存続期間が10年で、借賃が年額6万円となっております。

次、H29-6については、設定する農地の地番が保栄茂 304 番 3、2,980 m²、利用権の種類が使用貸借、存続期間が 15 年となっています。

次、H29-7 の設定する農地の地番が 2 筆あります、保栄茂 293 番 1 と、保栄茂 291 番 4、面積がそれぞれ 1,172 m² と 214 m²、利用権の種類は使用貸借、期間が 10 年となっています。

次、H29-8、設定する農地の地番が保栄茂 961 番、面積が 1,716 m²、利用権の種類が使用貸借で存続期間が 15 年となっています。

次、H29-9、利用権を設定する農地の地番が 2 筆あります、饒波 365 番 1、と 366 番 1、面積がそれぞれ 2,585 m² と 1,653 m²、利用権の種類が使用貸借で、存続期間が 10 年となっています。

次、H29-10、農地の地番が饒波 534 番 1、面積が 2,358 m²、利用権の種類が使用貸借で、存続期間が 10 年となっています。

次、H29-11、農地の地番が高安 1004 番、面積が 1,392 m²、利用権の種類が使用貸借で、存続期間 10 年となっています。

H29-5 から、今説明した H29-11 までは、JA が実施主体となっています特定地域経営支援対策事業導入のための権利設定の申請となっております。

次、H29-12、設定する農地の地番が饒波 578 番 1、面積が 4,190 m² で、利用権の種類が使用貸借、存続期間が 10 年。この H29-12 は、市が行っています園芸ブランド機械整備事業の申請のための権利設定となっています。

次、H29-13、設定する農地の地番が金良 373 番 7、面積が 2,782 m²、利用権の種類が賃貸借、これは存続期間が平成 43 年 7 月 31 日まで。借賃が年額 8 万 4,300 円となっています。これも平成 29 年豊見城市が実施する災害に強い栽培施設整備事業導入のための申請となっています。

最後に H29-14、地番農地が 2 筆あります、饒波 657 番 2 と饒波 952 番 1、面積がそれぞれ 1,858 m² と 1,126 m²、設定する利用権の種類が賃貸借で、存続期間が 10 年、借賃年額がそれぞれ 11 万 2,400 円と 6 万 8,000 円となっております。今説明した農地の地図と現場の写真については、77 ページから 97 ページを参照されてください。

説明は以上です。

会長

ありがとうございます。

協議第 32 号について説明が終わりました。

協議第 32 号の審議は一括して審議したいと思います。委員の質疑を許しますので、質疑のある方は挙手してお願いいいたします。

(8 番委員挙手)

会長	はい。
8番委員	じゃあ一言だけ。利用権設定、件数が多いので、慎重に、ほかの権利設定がされていないか再確認しながら、事業を行ってください。以上です。
会長	ほかにはいらっしゃいませんか。 これより採決に移りたいと思います。協議第32号については適正であると豊見城市長へ回答することにご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	異議なしとのことですので、適正であると豊見城市長へ回答することに決定いたします。
	(4番委員挙手)
会長	はい。
4番委員	協議とは別件で質問です。例えば今年度市のやられている園芸ブランド機械整備事業のマンゴー、トルコキキョウは新規就農者対象ですが、いきいき野菜生産支援事業はどうなっているのですか。まだ継続されているのですか。それとも、もう終わったのですか。
○ 農林水産課	平成28年度に実施して、今年度は、実施はないということで聞いてはいるのですが、担当が別の者になります。
4番委員	このような支援事業はいろいろあると思いますが、知らない人が多いですよね。周知については、どういう方法をなされているのか。広報して募集しているのか。
農林水産課	少なくとも自分が持っている事業とかは、大体ホームページとか、人・農地プランの話し合いの場で、事業の説明は行っています。
4番委員	ホームページ上には広報して募集は出されているわけですね。

- 農林水産課 そうですね。全ての事業をやっているかと言われたら把握していないのですが。
- 4番委員 ホームページも見ている人は見ているのですが、見ていない人が多いと思うので、やはり広報のやり方といいますか、それをもう少し工夫していただきたいなど。農林水産課のほかの事業においても、農家はまだやりたい人たちはいっぱいいますけど、まだまだ。いつの間にか決まったという感じになってしまっているものですから。ことしはないのかなとか。不満もあれば、そういうあれもありますから、そういう面で、広報をひとつよろしくお願ひします。
- 農林水産課 一応今年度から、人・農地プランの話し合いの場で、うちが今後やることになる事業とか、どんどん周知していって、その人・農地プランの場で、要望も受け付けて対応したいと思っています。
- 4番委員 みんなが人・農地プランの会議に参加していたら一番いいのですが。
- 農林水産課 参加していただきたいですね。皆さんのが参加する動機になってもらえたたら。
- 4番委員 はい、わかりました。よろしくお願ひします。
- 会長 ありがとうございます。
次に、協議第33号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局長 それでは協議第33号につきましては、農林水産課のほうから説明をさせます。
- 農林水産課 協議第33号につきましては、1件目が先月の総会で追加で確認すべき事項があるということで保留になった案件です。106ページ、107ページ、108ページに追加の資料を添付しております。106ページ、申請者は、今、豊見城市と他の市町村合わせて6ヵ所の農地を耕作されています。所有権を持っているのは、糸満市と豊見城市、今回、用途変更の申請があった渡橋名真和志原96-2が上がっています。108ページが、農業用倉庫内部のこういうふうに利用するというレイアウトになっています。上のほうに一次、二次、三次とあるのですが、これにつきましては、堆肥を自分でつくりたいということで、一次発酵、二次発酵、三次発酵の図となっております。以上です。
- 会長 協議第33号について説明が終わりました。
協議第33号は1件ずつ審議します。まず、整理番号1番について委員の質疑

を許します。質疑のある方はお願ひします。

(4番委員挙手)

会長 4番委員。

4番委員 1点だけ。106ページ。糸満市、農地法第3条により賃貸借となっていますが、これは何年間の賃貸借になっていますか。

農林水産課 すみません。確認しておりません。

○ 4番委員 いやいや、15年とかでなければよろしいです。普通だったら、大体5年ぐらいだと思いますが、もし糸満で15年も借りているなら向こうでつくるべきだと思います。5年ぐらいだったらあつという間にまた交渉しないといけないので、やはり自分の土地にやりたいというのは、それが普通ですから。結構いい設備もつくられて頑張っていくのではないかと思います。以上です。

会長 ほかに質疑ありませんか。

(8番委員挙手)

8番委員 ちょっといいですか。

○ 会長 8番委員。

8番委員 屋内で一次発酵、二次発酵、三次発酵するのですか。

農林水産課 そのようにやるということです。

8番委員 メタンガスが大丈夫なのですか。関係ないのかな。いいことだと思いますけれども。不思議に思ったので聞きました。以上です。

会長 よろしいですか。

8番委員 はい。

- 会長 これより採決します。整理番号 1 番について適正であると豊見城市長へ回答することにご異議ございませんでしょうか。
- (異議なし)
- 会長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番については、適正であると豊見城市長へ回答することに決定いたします。
- 整理番号 2 番の説明をよろしくお願ひします。
- 農林水産課 すみません、休憩お願ひします。
- 会長 はい、休憩。○
- 休憩 午後 4 時 30 分
再開 午後 4 時 34 分
- 会長 再開します。
説明をお願いいたします。
- 農林水産課 農用地区域内的一部用途変更申請の 2 件目、土地の所在地が平良溝原 409-1、
2,968 m²のうち 1,199.46 m²が農業用施設としての用途変更の申請が上がってお
ります。申請書が 109 ページと 110 ページになっておりまして、111 ページが
用途変更の施設の内訳となっております。112 ページが位置図、113 ページは
農業用施設の案となっております。すみません、追加書類がありまして、細か
いレイアウトが示された資料をお配りしたいと思います。これは差しかえでは
なく追加の資料となっております。追加の資料の土地、緑の A と B で囲われて
いるところが、今回案として、農機具格納庫の出入り口となっております。追
加の 2 ページが農畜産物販売施設のレイアウト、追加の 3 ページが農機具格納
庫のレイアウトとなっております。
説明は以上です。○
- 会長 説明が終わりました。
協議第 33 号の整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は
挙手してお願ひいたします。
- (4 番委員挙手)

- 会長 どうぞ、4番委員。
- 4番委員 我々農業委員会の追加も含めて、こういう案件が、許可がなかったということ自体、大変反省しています。我々もてつきり、許可をもらっているものだと思っていたものですから、まさか今ごろから申請をなされるというのはびっくりしています。きょう現場を見まして、建物の中身に関しては向こうの計画ですから何も言えませんが、あの建物の後ろ側の饒波川の所。川沿いは県の管理道路になっているはずですが、そこに建物の上から雨水がそのまま流されているのです。マンゴーハウスの排水はちゃんと側溝に流されているので、そこに水を流すようにしていただきたいです。
- 農林水産課 確認して、指導します。
- 4番委員 パイプを引っ張れば、簡単にできると思いますので。やっぱり、せっかくいいものがでて、ここはまた観光に使おうかなと考えていると思いますし、隣の饒波川も汚さなくて済むし、道も壊さなくて済むし、マンゴー畠は排水、溝に流しているのに、こういう大きい建物がそのまま垂れ流しというのはいかがなものかと思いますので、ぜひ指導して、きちんとしたいいものに。せっかくこうやって申請が出されているわけですから、いいものにしていただきたいと思います。
- 農林水産課 はい、わかりました。
- 会長 よろしいですか。
- 4番委員 はい、以上です。
- 会長 ほかにいませんか。
これより採決に移ります。整理番号2番に適正であると豊見城市長へ回答することにご異議ございませんでしょうか。
- (異議なし)
- 会長 異議なしとのことですので、整理番号2番については、適正であると豊見城市長へ回答することにいたします。

	次に、協議第 34 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	それでは協議第 34 号につきましては、公園緑地課のほうから説明をさせます。
農林水産課	すみません、最初の概要は、農林水産課のほうから説明します。
事務局長	それでは、農林水産課のほうから説明をお願いします。
農林水産課	<p>協議第 34 号「農用地区域からの除外申請について」</p> <p>119 ページです。まず、申請人は豊見城市長、除外の土地の所在地が山垣原、地番が 258 番地、258-1、258-2、2,643 m² のうち、761.2 m²。259-2、2,462 m² のうち、916.8 m²。267 番、2,048 m²。268 番、1,945 m²。269 番、1,041 m²。324-2 が 174 m² の合計 6,886 m² が除外申請で申し入れています。今回の除外の申請につきましては、長嶺城の地域特性を生かした地域の緑の核となる都市計画施設として整備を行うため、平成 30 年度の事業に向けて、公園予定区域内の農振農用地区域の一部除外の申請となっています。</p> <p>以上です。</p>
会長	はい、ありがとうございます。
事務局長	今、農林水産課から説明がございました。仮称です。長嶺城跡総合公園事業につきまして、公園緑地課からのほうから説明をさせます。
公園緑地課	<p>皆様、こんにちは。公園緑地課の安慶田といいます。設計と事業の担当をしております。簡単というとおかしいのですが、事業の説明をさせていただきたいと思っています。場所は、豊見城市的東部地域、長堂管理地内の部分ですけれども、こちら翔南製糖側でございます。元翔南製糖で、南部農林高校、これが市道 41 号線があります。ここに嘉数の自治会のほうに行く、市道 39 号線…。</p>
事務局長	長くなりそうなので、休憩して説明をお願いします。
会長	休憩します。
	休憩 午後 4 時 45 分
	再開 午後 4 時 55 分

会長	再開します。 説明が終わりましたので委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願 いいたします。
	(4番委員挙手)
会長	はい。
4番委員	嘉数の市道側から入る部分の農用地について、なぜ除外が必要なのかというの をもう少し具体的に説明をお願いします。
○ 公園緑地課	市道39号線から入る部分につきましては、平場であり道路と接道している利 便性を考慮し、市道から公園へのアクセス機能及び駐車場としての整備を考え ております。 今回の申請地の中には、1筆の内、約半分のみ除外申請を行っている土地もあ りますが、これは整備計画において必要最小限な土地の範囲ということで、こ のような申請になっています。
4番委員	今回の申請地の近くには、傾斜地であり農地としての利用が今後も困難だと思 われる農用地があるので、そこも含めた公園整備計画にするのは難しいですか。
○ 公園緑地課	傾斜がきついため、公園機能としての整備は困難であり、計画に含めるのは難 しいと思われます。
○ 4番委員	わかりました。地権者との事前の話し合いとか、そういうことはいかがですか。 もう終わりましたか。
○ 公園緑地課	はい。個別での実際の説明はないのですが、第1回、第2回説明会のときに、 地権者の方がいらっしゃって、一応口頭ではあるのですが、前向きな回答はい ただきました。
4番委員	休憩お願いします。
会長	休憩します。
	休憩 午後4時59分

再開 午後 5 時 02 分

会長

再開します。

これより採決に移ります。協議第 34 号については適正であると豊見城市長へ回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、協議第 34 号については適正であると豊見城市長へ回答することに決定いたします。

以上をもちまして本日提案の議事日程を全て終了いたしました。大変ありがとうございます。

委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁重なご意見とご審議をいただきありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまでした。

平成 29 年 9 月 26 日 (火)

午後 5 時 03 分終了

議事録署名委員

会長

会長 滝子 

6番委員

当間男治 

7番委員

金城美津子 

